

料 金 表

(1)浮桟橋、物揚場及び陸置場（ディンキー型ヨットの陸置場を除く）使用料

単 位	区 分	使 用 料 【 艇 長 (m) 】						
		5m 未満	5m以上 ～ 6m未満	6m以上 ～ 7m未満	7m以上 ～ 8m未満	8m以上 ～ 9m未満	9m以上 ～ 10m未満	10m以上～
1月未満 1艇1日 につき	陸置	380 円	460 円	560 円	640 円	740 円	780 円	780円に10mを超える1 mまでごとに65円を加算 した額
	海上 係留	450 円	530 円	630 円	730 円	840 円	910 円	910円に10mを超える1 mまでごとに92円を加算 した額
1月以上 1年未満 1艇1月 につき	陸置	7,130 円	9,220 円	11,130 円	12,790 円	14,700 円	15,620 円	15,620円に10mを超える 1mまでごとに1,312円を 加算した額
	海上 係留	9,040 円	10,690 円	12,600 円	14,260 円	16,910 円	18,190 円	18,190円に10mを超える 1mまでごとに1,837円を 加算した額
1年間 1艇 につき	陸置	79,490 円	96,850 円	116,920 円	134,280 円	154,350 円	164,000 円	164,000円に10mを超え る1mまでごとに13,781 円を加算した額
	海上 係留	94,920 円	112,290 円	132,350 円	149,720 円	177,500 円	191,010 円	191,010円に10mを超え る1mまでごとに19,293 円を加算した額
マリーナ施設使用料		浮桟橋・陸置場使用料とは別に上記金額10%のマリーナ施設使用料がかかります						

（宮古島市港湾施設管理条例より）※税抜

(2)ディンキー型ヨットの陸置場使用料

単 位	使 用 料 【 艇 長 (m) 】		
	3m未満	3m以上～ 5m未満	5m以上～
1月未満 1艇1月につき	180 円	260 円	370 円
1月以上1年未満 1艇1月につき	1,840 円	2,570 円	3,680 円
1年間 1艇につき	18,380 円	25,730 円	36,750 円

備 考

- 1 使用料は前納とし、既納の使用料の還付はしない。（宮古島市港湾施設管理条例参照）
- 2 艇庫の利用の許可にかかるヨット又はモーターボートの出航又は陸揚げの準備のため浮桟橋、物揚場又は陸揚げ場を一時的に利用する場合は、浮桟橋、物揚場及び陸揚げ場使用料は徴収しない。
- 3 「ディンキー型ヨット」とは、居住設備及びエンジンを持たないヨットをいう。
- 4 「艇長」とは、登録証の艇長をいう。
（申請者は、共有者がいる場合は共有代表者、法人の場合は法人代表者）